

(目的)

第1条 標記事業の実施について関係する諸規定を作成し、利用者・事業提供者(園)双方が事業の目的・特性を理解し、病児・病後児保育事業が常に円滑に運営され、子どもの健康管理・増進と併せて保護者の就労支援に貢献する。

(実施主体)

第2条 病児・病後児保育事業は菊池市の委託を受け、社会福祉法人菊幸会の施設である菊池みゆきこども園が実施するものであり、別掲の事業定義に基づき行うものとする。また、本事業の法人側の責任者は理事 長 福田俊彦とする。

(事業の場所)

菊池市北宮3 1 2 - 1 サンガーデン菊池5 - Cを病児・病後児保育事業提供の場所とする。

(事業の内容)

第3条 事業に係る定義

病児・病後児の定義

年齢が0歳から小学校3年生までであって、風邪、消化不良、乳幼児のかかりやすい感染症、喘息等の慢性疾患や骨折などの外傷性疾患にかかっているが、入院の必要がない状態で、当園で提供する病児・病後保育の環境で長時間過ごすにあたり、十分耐えられることを、医師が診断した子どものことを言う。

病児・病後児保育の定義

に該当する子どもで、かつ保護者が菊池市在住もしくは勤務地が同市に位置する場合であって、菊池市子育て支援課において、所定の書類をもって本事業の利用登録を正式に申請、完了し、利用を希望する毎に、本規程の別項に依って申し込みし、園側の受入が可能である場合に、に該当する子どもが本規定の別掲のサービスを受けることを、本施設で実施する病児・病後児保育と言う。

に該当する子どもに対して主として以下の事業を行う。

- 1) 安静に過ごすための十分な場所を提供する。
- 2) 安静かつ病気が悪化しないよう担当者が健康管理に係る業務を行う。
- 3) 必要な時間に食事・おやつなどを提供する。
- 4) 病状が悪化した場合には次の対処を行う。
  - 体温が39.0 を超える場合は、保護者へ連絡し早急の迎えを依頼する
  - 体温が39.0 を超えない場合であっても担当者から見て明らかに体調不良・病状が悪化したと認められる場合は、子どものかかりつけ医や囑託医の西山医院・西山院長又は連携協力医療機関の川口病院・川口院長の指示を仰ぎ、園長の判断により保護者へ連絡し早急の迎えを依頼する。
  - ケア中に病状が明らかに悪化し、緊急を要する場合は、園長判断で園担当者が最寄りの緊急処置受入可能な病院へ搬送する。
  - 預かり時間中の子どもの状態(体調・体温など)について保護者迎えの際、口頭・記録などで伝える。
- 5) その他、預かりの現場において必要と思えるサービスを提供する。

- 事業の担当者  
看護師及び保育士等 5 名を担当者とする。
- 料金  
事業については、利用料として 5 時間以上 2,000 円、5 時間未満 1,000 円を利用者 1 人当たり徴収するものとする。ただし、菊池市内在住の保護者の子どもで保育園・幼稚園等の在園児については市の規定どおり半額とする。さらに、市町村が発行する証明書の提出があった保護者には一定の控除を行う。ミルク・食事などは基本的に持参であるが、保護者の依頼により園で提供する場合は食事・おやつ代 250 円を徴収する。  
また、規定の 8:00～18:00 までの時間を超過した場合は、1 回 300 円の超過料金を徴収する。
- 事業利用の登録申込  
本事業の利用を希望する に該当する子どもの保護者は、菊池市役所・子育て支援課において所定の方法で申請し、事前登録を完了しなければならない。事業運営に必要な登録者の情報は、園と市役所担当部署で共有するが、園は責任を持って利用者の個人情報を園の管理規定に沿って保護し、本事業に必要とする目的以外に使用しない。
- サービス利用の申込  
利用の登録を完了し、サービスの利用を希望する者は、遅くとも利用の 1 日前までには、園に所定の方法で利用を申し込む。当日の申し込みなど突発的な利用は受け付けない場合がある。利用希望者はサービス実施に必要な情報を園へ提供する。園は責任を持って同個人情報を園の管理規定に沿って保護し、本事業に必要とする目的以外に使用しない。
- 預かり人数  
預かる人数の上限を 4 人とする。同じ病気や兄弟などでの複数預かりの希望があった場合は状況に応じて対応する。
- 緊急連絡時の対応  
病状の急変、悪化などの緊急時においては、保護者は子どもが病氣中であることを厳粛に受けとめ、園からの対応依頼に可及的速やかに応える。  
保護者の迅速な対応ができない場合は、囑託医西山医院・西山院長、又は連携協力医の川口病院・川口院長の指導により、園長の指示を仰ぎ同院もしくは救急医療施設に子どもを搬送する。
- 預かり中発生事故など  
病児を預かり中、子どもに発生した事故およびケガなどについては、明らかに園側に責任があると適切な第三者により認められる場合は園側より規定の適切な対応を取る。
- 預かり中の損害  
病児・病後児預かり中で、担当者が安静を促しても聞かず、暴れるなどして子どもが備品・物品や保健室に損害を与えた場合は園より保護者に対して弁償を求めることがある。
- 事業に係る苦情について  
本事業に関する苦情については、園ホームページの所定位置に苦情内容を公開した上、園の見解を示す。

第 5 条 この条項に定めるもののほか、事業に必要な事項は、園長が別に定め、その都度利用者に周知する。

この規定は、平成 24 年 5 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。